

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）
 ○ 指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）（抄）
 ○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）（抄）
 ○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）（抄）
 ○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものたされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）
 ○ ○ ○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生省令第三十四号）（抄）
 ○ ○ ○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方
 法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）
 ○ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第五条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（抄）
 ○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（抄）

1 17 18 19 20 21 23 26 69 70 73

改 正 案		現 行
目次		
第一章～第六章 （略）		
第七章 通所介護		
第一節～第四節 （略）		
第五節 削除		
第六節 （略）		
第七章 通所介護		
第一節～第四節 （略）		
第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備 及び運営に関する基準		
第一款 この節の趣旨及び基本方針（第百五条の二・第百五 条の三）		
第二款 人員に関する基準（第百五条の四・第百五条の五）		
第三款 設備に関する基準（第百五条の六・第百五条の七）		
第四款 運営に関する基準（第百五条の八～第百五条の十九）		
第六節 （略）		
第八章～第十四章 （略）		
附則		
（趣旨）		
第一条 基準該当居宅サービスの事業に係る介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第四十二条第二項の厚生労働省令で定める基準及び指定居宅サービスの事業に係る法第七十四条第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。		
一～四 （略）		

○ 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）（抄）
 ○ 指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）（抄）
 ○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）（抄）
 ○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）（抄）
 ○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものたされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）
 ○ ○ ○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生省令第三十四号）（抄）
 ○ ○ ○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方
 法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）
 ○ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第五条による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（抄）
 ○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

準
第五条、第六条、第四十五条、第四十六条、第五十条第四号、第六十条、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十三条、第九十四条、第一百一条、第一百二十二条、第一百三十条第六项、第一百四十条の八第七项、第一百四十条の十一の二第二項及び第三項、第一百四十二条、第一百五十五条の十の二第二項及び第三項、第一百七十五条、第一百七十六条、第一百九十二条の四、第一百九十二条の五、第一百九十四条、第一百九十五条、
第二百八条並びに第二百九条の規定による基準
六 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第百十二条第一項、第一百二十四条第三項第一号及び第六项第一号口、第一百四十条の四第六项第一号イ(3)（床面積に係る部分に限る。）、第一百四十三条第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）、第二号（病室に係る部分に限る。）、第三号（病室に係る部分に限る。）及び第四号イ（病室に係る部分に限る。）、第一百五十五条の四第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）及び第二号から第四号まで（病室に係る部分に限る。）、附則第三条（第一百二十四条第六项第一号口に係る部分に限る。）、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

五 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十五条、第六条、第四十五条、第四十六条、第五十条第四号、第六十条、第六十一条、第七十六条、第八十五条、第九十三条、第九十四条、第一百五十五条の四、第一百五十五条の五、第一百十一条、第一百二十二条、第一百三十条第六項、第一百四十一条の八第七項、第一百四十条の十一の二第二項及び第三項、第一百四十二条、第一百五十五条の十の二第二項及び第三項、第一百五十七条、第一百七十六条、第一百九十二条の四、第一百九十二条の五、第一百九十四条、第一百九十五条、第二百八条並びに第二百九条の規定による基準

六 法第七十四条第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五百条の七第一項（専用の部屋に係る部分に限る。）及び第二項、第一百十二条第一項、第一百二十四条第三項第一号及び第六项第一号口、第一百四十条の四第六项第一号イ（3）（床面積に係る部分に限る。）、第一百四十三条第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）、第二号（病室に係る部分に限る。）、第三号（病室に係る部分に限る。）及び第四号イ（病室に係る部分に限る。）、第一百五十五条の四第一項第一号（療養室に係る部分に限る。）及び第一号から第四号まで（病室に係る部分に限る。）、附則第三条（第一百二十四条第六项第一号口に係る部分に限る。）、附則第八条並びに附則第十二条の規定による基準

七 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第八条第一項（第五十四条、第七十四条、第八十三条、第九十一条、第一百五十五条、第一百十九条、第二百五条及び第二百十六条において準用する場合を含む。）、第九条（第五十四条、第

第一百九十二条の十二において準用する場合を含む。) 及び第五項(第一百九十二条の十二において準用する場合を含む。)並びに第一百九十二条の七第一項から第三項までの規定による基準

八 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第百二十三条(第一百四十条の五において準用する場合を含む。)の規定による基準

九 (略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針)

第八十条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

一～四 (略)

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第一百五十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画)の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

において準用する場合を含む。)、第一百八十三条第四項(第一百九十二条の十二において準用する場合を含む。)及び第五項(第一百九十二条の十二において準用する場合を含む。)並びに第一百九十二条の七第一項から第三項までの規定による基準

八 法第七十四条第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて標準とすべき基準 第百五条の六及び第一百二十三条(第一百四十条の五において準用する場合を含む。)の規定による基準

九 (略)

(指定訪問リハビリテーションの具体的な取扱方針)

第八十条 指定訪問リハビリテーションの提供は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるところによるものとする。

一～四 (略)

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議(次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第一百五十五条第一項に規定する通所リハビリテーション計画)の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。)の担当者その他の関係者(以下「構成員」という。)により構成される会議をいう。以下同じ。)の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第一百五条の二から第百五条の十九まで 削除

第五節 削除

第一百五条の二から第百五条の十九まで 削除

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第一百五条の二 第一節から第四節の規定にかかわらず、指定療養通所介護(指定通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴・排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものとす。以下同じ。)の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第一百五条の三 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者(以下「指定療養通所介護事業者」という。)は、指定療養通所介護の提供に当たつては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者(指定訪問看護事業者又は健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。)等と

の密接な連携に努めなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

- 第一百五条の四 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所(以下「指定療養通所介護事業所」という。)に置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員(以下この節において「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保されるために必要と認められる数以上とする。
- 2 前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

- 第一百五条の五 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならぬ。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行ふために必要な知識及び技能を有する者でなければならぬものとする。

第三款 設備に関する基準

(利用定員)

- 第一百五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を九人以下とする。

(設備及び備品等)

- 第一百五条の七 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用して、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行つた都道府県知事に届け出るものとする。

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

第百五条の八 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、第百五条の十五に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第百五条の十三第一項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第百五条の十六第一項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならぬ。

2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第百五条の九 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たつては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第百五条の十 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たつては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するよう努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

5 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

6 指定療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たつては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行ふ。

7 指定療養通所介護の提供に当たつては、介護技術の進歩に対するものとする。

8 指定療養通所介護の提供に当たつては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行う。

9 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サ

(指定療養通所介護の具体的な取扱方針)

第百五条の十一 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

1 指定療養通所介護の提供に当たつては、次条第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

2 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たつては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行ふ。

3 指定療養通所介護の提供に当たつては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行う。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サ

サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図る。

五、指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供する。

(療養通所介護計画の作成)

- 第百五条の十二 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。
- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿つて作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（第七十条第一項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十七条第一項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならぬ。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従つたサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録
- （緊急時等の対応）
- 第百五条の十三 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行つてゐるときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならぬ。
- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用するよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行つているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第百五条の十六第一項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。
- （管理者の責務）
- 第百五条の十四 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を二元的に行うものとする。

- 2 | 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 | 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 | 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 | 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行ふものとする。
- (運営規程)
- 第百五十三条の十五 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この節において「運営規程」という。）を定めておかなければならぬ。
- 1 | 事業の目的及び運営の方針
- 2 | 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 3 | 営業日及び営業時間
- 4 | 非常災害対策
- 5 | 指定療養通所介護の利用定員
- 6 | 通常の事業の実施地域
- 7 | サービス利用に当たつての留意事項
- 8 | その他運営に関する重要な事項
- (緊急時対応医療機関)
- 第百五十三条の十六 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならぬ。
- 1 | 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならぬ。
- 2 | 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るために、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならぬ。
- (安全・サービス提供管理委員会の設置)
- 第百五十三条の十七 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。
- 1 | 指定療養通所介護事業者は、概ね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。
- 2 | 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

- 第一百五十五条の十八 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。
2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 療養通所介護計画
二 前条第一項に規定する検討の結果についての記録
三 次条において準用する第百四十二条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
五 次条において準用する第三十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

- 第一百五十五条の十九 第九条から第十二条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十六条の二まで、第三十八条、第九十六条（第三項第二号を除く）、第九十七条及び第一百一条から第一百四条の二までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは、「療養通所介護従業者」と、第一百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは、「療養通所介護従業者」と、第一百四条の二第四項中「第九十五条第四項」とあるのは「第一百五十五条の七第四項」と読み替えるものとする。

(指定通所介護事業所等との併設)

第一百四十条の二十六 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）若しくは指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第五十二条第一項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。）若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護及び指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

(受託居宅サービス事業者への委託)

第二百九十二条の十 (略)

(略)

- 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第一百九十三条に規定する指定福祉用具貸与、指定地域密着型サービス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護とする。

- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事

(受託居宅サービス事業者への委託)

第二百九十二条の十 (略)

(略)

- 3 受託居宅サービス事業者が提供する受託居宅サービスの種類は、指定訪問介護、指定訪問入浴介護、指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定通所介護、指定通所リハビリテーション、第一百九十三条に規定する指定福祉用具貸与及び指定地域密着型サービス基準第四十一条に規定する指定認知症対応型通所介護とする。

- 4 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、事

業の開始に当たつては、次の各号に掲げる事業を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

一 指定訪問介護

二 指定訪問看護

三 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

5 (略)

業の開始に当たつては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれら の提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

業の開始に当たつては、指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれら の提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

○ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準 (平成十一年厚生省令第三十八号) (抄)
(傍線の部分は改正部分)

	改 正 案	現 行
3 2 (略)	第一条の二 (略)	第一条の二 (略)
4 (略)	3 2 (略)	3 2 (略)
4 (略)	3 2 (略)	3 2 (略)

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十九号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

	改	正	案	現	行
第七条 （入退所） （略）	2 3 4 5 6 7	2 3 4 5 6 7	2 3 4 5 6 7	2 3 4 5 6 7	2 3 4 5 6 7
（入退所） （略）	（入退所） （略）	（入退所） （略）	（入退所） （略）	（入退所） （略）	（入退所） （略）

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

（平成十一年厚生省令第四十号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

	改	正	案	現	行
第八条 （入退所） （略）	2 3 4 5 6 7	2 3 4 5 6 7	2 3 4 5 6 7	2 3 4 5 6 7	2 3 4 5 6 7
（入退所） （略）	（入退所） （略）	（入退所） （略）	（入退所） （略）	（入退所） （略）	（入退所） （略）

- 3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 6 （略）

- 3 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
- 4 6 （略）

○ 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものたされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）（抄）
（傍線の部分は改正部分）

改	正	案	現	行
（入退院）		（入退院）		
第九条（略）		第九条（略）		
3 2 （略）	3 2 （略）	3 2 （略）	3 2 （略）	3 2 （略）
指定期別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。	指定期別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。	指定期別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。	指定期別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。	指定期別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病歴、生活歴、指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の利用状況等の把握に努めなければならない。
4 5 （略）	4 5 （略）	4 5 （略）	4 5 （略）	4 5 （略）

○ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	現	行	
（入退所）		（入退所）		
第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十四項）に規定する居宅介護支援を行なう。（以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。		第十三条 特別養護老人ホームは、入所予定者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十三項）に規定する居宅介護支援を行なう。（以下同じ。）を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等（同項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の利用状況等の把握に努めなければならない。		
2 4 （略）	2 4 （略）	2 4 （略）	2 4 （略）	2 4 （略）
5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十四項）に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十三項）に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十三項）に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十三項）に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	5 特別養護老人ホームは、入所者の退所に際しては、居宅サービス計画（介護保険法第八条第二十三項）に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成等の援助に資するため、居宅介護支援を行う者に対する情報の提供に努めるほか、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
（職員の配置の基準）	（職員の配置の基準）	（職員の配置の基準）	（職員の配置の基準）	（職員の配置の基準）
第五十条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。 一～七 （略）	第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。 一～七 （略）	第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。 一～七 （略）	第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。 一～七 （略）	第五十六条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。 一～七 （略）
2 11 （略）	2 11 （略）	2 11 （略）	2 11 （略）	2 11 （略）
12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十	12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及	12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及	12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及	12 地域密着型特別養護老人ホームに指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及

八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第二十条に規定する地域密着型通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は指定地域密着型サービス基準第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設された事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われる事が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

13～15 (略)

び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。)第四十二条第一項に規定する併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十六号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。)第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合には、当該併設された事業所の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員その他の従業者については、当該地域密着型特別養護老人ホームの生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われる事が認められるときは、これを置かないことができる。

13～15 (略)

○ 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)(抄)(傍線の部分は改正部分)

目次	改 正 案	現 行
第一章・第二章 (略)		
第二章の二 地域密着型通所介護		
第二節 基本方針(第十九条)		
第三節 人員に関する基準(第二十条・第二十一条)		
第四節 設備に関する基準(第二十二条)		
第五節 運営に関する基準(第二十三条～第三十七条)		
第六節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準		
第一款 この節の趣旨及び基本方針(第三十八条・第三十九条)		
第二款 人員に関する基準(第四十条・第四十一条)		
第三款 設備に関する基準(第四十条の三・第四十条の四)		
第四款 運営に関する基準(第四十条の五～第四十条の十六)		
第三章～第十一章		
附則		

(趣旨)

第一条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

(趣旨)

第一条 指定地域密着型サービスの事業に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第七十八条の四第三項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

法第七十八条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第三条の四、第三条の五、第三条の四十一第一項、第六条、第七条、第二十条、第二十一条、第四十条、第四十条の二、第四十二条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第四十三条、第四十五条、第四十七条、第六十三条から第六十五条まで、第九十条から第九十二条まで、第一百十条、第一百三十一条、第三百三十二条（第十四項を除く。）、第三百三十九条第七項、第三百四十六条、第三百六十三条第八項、第三百六十七条规定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第四十条の四第一項（専用の部屋に係る部分に限る。）及び第三項、第三百七十二条第一項（附則第二条及び第三条、附則第五条並びに附則第六条の規定による基準に係る。）及び第三项、第三百三十二条第一項第一号口、第三百六十九条及び第三百七十一条第一項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第二項第二号口、第九十三条第二項（居室に係る部分に限る。）及び第四项、第三百三十二条第一項第一号口、第三百六十九条及び第三百七十一条第一項（床面積に係る部分に限る。）、第三百七十五条第一項（宿泊室に係る部分に限る。）及び第二項第二号口並びに附則第二条第一項の規定による基準（略）

法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第三条の七第一項（第十八条）、第三十七条、第六十一条、第八十八条、第三百八条、第三百五十七条、第三百六十九条及び第三百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の八（第三百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の十八（第三百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の三十九条、第三百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の三十八（第十八条、第八十八条、第三百八条、第三百二十九条及び第三百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の四十一第二項（第三条の二十三に係る部分（定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）に限る。）、第三十五条（第四十条の十六及び第六十一条において準用する場合を含む。）、第四十条の五第一項、第五十九条の二、第七十三条第五項及び第六号、第七十八条第二項、第九十七条第五項及び第六项、第九十九条第二項、第一百三十三条第一項から第三項まで、第一百四十四条第一項及び第二項、第一百八十八条、第三百三十七条第四項及び第五项、第三百三十九条第八項、第一百四十五条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十三条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十二条第六項及び第七項並びに第三百六十三条第九項、第一百七十七条第五号及び第六号並びに第一百七十八条（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く。）の規定による基準

一 法第七十八条の四第一項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第三条の四、第三条の五、第三条の四十一第一項、第六条、第七条、第四十一条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第四十三条、第四十五条、第四十七条、第六十三条から第六十五条まで、第九十条から第九十二条まで、第一百三十条、第一百十一条、第一百三十二条（第十四項を除く。）、第一百三十九条第七項、第一百四十六条、第一百六十三条第八項、第一百六十七条第一項及び第三項、第一百七十二条から第一百七十三条まで、附則第一条、附則第三条、附則第五条並びに附則第六条の規定による基準

四三
（略）
法第七十八条の四第二項の規定により、同条第三項第四号に掲げる事項について市町村が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第三条の七第一項（第十八条、第三十七条、第六十一条、第八十八条、第一百八条、第一百五十七条、第一百六十九条及び第一百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の八（第三十七条、第四十条の十七、第六十一条、第八十八条、第一百八条、第一百五十七条、第一百六十九条及び第一百八十二条

において準用する場合を含む。）、第三条の二十三（定期巡回
・隨時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第三条の二十五（第十八条において準用する場合を含む。）、第三条の三十三（第十八条、第三十七条、第四十条の十七、第八十八条、第一百八条、第一百二十九条及び第二百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の三十八（第十八条、第八十八条、第一百八条、第二百一十九条及び第二百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の四十一（第二項（第三条の二十三に係る部分（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）に限る。）、第三十五条（第四十条の十六及び第六十一条において準用する場合を含む。）、第四十条の五第一項、第五十九条の二、第七十三条第五号及び第六号、第七十八条第二項、第九十七条第五項及び第六项、第九十九条第二項、第一百十三条规定から第三項まで、第一百四十四条第一項及び第二項、第一百八十八条第四项及び第五项、第一百三十七条第四项及び第五项、第一百三十九条第八项、第一百四十五条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十三条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十二条第六项及び第七项並びに第一百六十三条第九项、第一百七十七条第五号及び第六号並びに第一百七十八条（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く。）の規定による基準

二十三（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）、第三条の二十九（第十八条において準用する場合を含む。）、第三条の三十三（第十八条、第六十一条、第八十八条、第二百八条、第二百二十九条及び第二百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の三十八（第十八条、第八十八条、第二百八条、第二百二十九条及び第二百八十二条において準用する場合を含む。）、第三条の四十一（第二项（第三条の二十三に係る部分（定期巡回・随时対応型訪問介護看護計画及び訪問看護報告書の提出に係る部分を除く。）に限る。）、第五十九条の二、第七十三条第五号及び第六号、第七十八条第二項、第九十七条第五項及び第六項、第九十九条第二項、第一百三十三条第一項から第三項まで、第一百四十四条第一項及び第二項、第一百八十八条第四項及び第五項、第一百三十七条第四項及び第五項、第一百三十九条第八項、第一百四十五条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十三条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百五十五条（第一百六十九条において準用する場合を含む。）、第一百六十二条第六項及び第七項並びに第一百六十三条第九項、第一百七十七条第五号及び第六号並びに第一百七十八条（看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の提出に係る部分を除く。）、第一百七十四条並びに附則第七条の規定による基準

による基準

六 (略)

(心身の状況等の把握)

第三条の十二 指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者は、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十一条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章、「第一十三条、第四十条の六及び第四十条の七において同じ。」等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(法定代理受領サービスの提供を受けるための援助)

第三条の十四 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十一条第三十九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第四十八条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第三条の十一 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、計画作成責任者による利用者の面接によるほか、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）第十一条第三十九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下この章及び第四十八条において同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第三条の十五 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、当該定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号以下「施行規則」という。）第六十五条の四各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第八条第二十四項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他他の法定代理受領サービスを行うために必要な援

助を行わなければならない。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第三条の十五 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業者は、当該定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号以下「施行規則」という。）第六十五条の四各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他他の法定代理受領サービスを行うために必要な援

助を行わなければならない。

第三条の二十八 (略)

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

(管理者等の責務)

第三条の二十八 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

第三条の二十八 (略)

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

(管理者等の責務)

第三条の二十八 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

(管理者等の責務)

第三条の二十八 (略)

2 指定夜間対応型訪問介護事業所の管理者は、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 (略)

(管理者等の責務)

第三条の二十八 (略)

2 指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護事業所の管理者は、当該定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号以下「施行規則」という。）第六十五条の四各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画（法第八条第二十三項に規定する居宅サービス計画をいう。）の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他他の法定代理受領サービスを行うために必要な援

助を行わなければならない。

(基本方針)

第一章の二 地域密着型通所介護

第一節 基本方針

(基本方針)

指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第一節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第二十条 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第四節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次とおりとする。
 一 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供していいる時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が一以上確保されるために必要と認められる数
 二 看護師又は准看護師（以下この章において「看護職員」という。） 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が一以上確保されるために必要と認められる数
 三 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定

（新設）

第二十条 削除

地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定地域密着型通所介護事業者が法第一百五十三条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。）第五条による改正前の法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第一号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合は一以上、十五人を超える場合にあつては十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

四 機能訓練指導員 一以上

当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員（当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第四節までにおいて同じ。）が十人以下である場合にあつては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が一

以上確保されたために必要と認められる数とすることができる。

3| 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の

単位ごとに、第一項第三号の介護職員（第二項の適用を受ける場合にあつては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第七項において同じ。）を、常時一人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の

処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5| 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通

所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一體的に行われるものをいう。

6| 第一項第四号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な

機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7| 第一項の生活相談員又は介護職員のうち一人以上は、常勤でなければならぬ。

8| 指定地域密着型通所介護事業者が第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、市町村の定める当該第一号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもつて前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第二十一条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通

第二十一条 削除

所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2| 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

1| 食堂及び機能訓練室

イ| 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ| イにかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際ににはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行つ際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができます。

二| 相談室、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3| 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第三節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第二十二条 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室

第二十二条 削除

(新設)

4

前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第一項の設備を利用して、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該第一号通所事業と当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

5| 指定地域密着型通所介護事業者が第二十条第一項第三号に規定する第一号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ

指定地域密着型通所介護の事業と当該第一号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合には、市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第二十三条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第二十四条 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようしなければならない。

3| 指定地域密着型通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 二 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であつて利用者の選定に係るものに係る費用に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用
 三 食事の提供に要する費用
 四 おむつ代
 五 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者に負担されることが適当と認められる費用

4| 前項第三号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めることによるものとする。
 指定地域密着型通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

5

（新設）

第二十四条 削除

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第二十五条 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。

2、指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的な取扱方針)

第二十六条 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

1、指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。

2、指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持つて日常生活を送ることができるように配慮して行うものとする。

3、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

4、指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

5、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。

六、指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供する。特に認知症（法第五条の二に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(地域密着型通所介護計画の作成)

第二十七条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない

2、地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿つて作成しなければならない。

3、指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に對して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4、指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5、指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について

地域密着型通所介護計画に従つたサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行つ。

(管理者の責務)

第二十五条 削除

第二十六条 削除

第二十八条 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第二十九条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

- 1 事業の目的及び運営の方針
- 2 従業者の職種 員数及び職務の内容
- 3 営業日及び営業時間
- 4 指定地域密着型通所介護の利用定員
- 5 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 6 通常の事業の実施地域
- 7 サービス利用に当たつての留意事項
- 8 緊急時等における対応方法
- 9 非常災害対策
- 10 その他運営に関する重要な事項

第二十八条 削除

第二十九条 削除

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によつて指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十一条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

第三十二条 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第三十三条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないようになにか措置を講ずるよう努めなければならない。

第三十三条 削除

第三十二条 削除

第三十二条 削除

(地域との連携等)

第三十四条 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業者が所在する市町村の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について意見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し指定地域密着型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第三十五条 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町

1 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第二十二条第四項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第三十六条 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そ

の完結の日から二年間保存しなければならない。

1 地域密着型通所介護計画

2 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

3 通知に係る記録

第三十四条 削除

第三十五条 削除

第三十六条 削除

四 次条において準用する第三条の三十六第二項に規定する苦情の内容等の記録

五 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

六 第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(准用)

第三十七条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十九及び第十二条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第二十九条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第五節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準

第一款 この節の趣旨及び基本方針

(一)の節の趣旨

第三十八条 第一節から第四節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であつて、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であつて、サービス提供に当たり常

(新設)
第三十七条 削除

(新設)
第三十八条 削除

時看護師による観察が必要なものを対象者とし、療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第三十九条 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たつては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四十条 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節におい

(新設)

第四十条 削除

いて「療養通所介護従業者」という。)の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一以上確保するために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

(管理者)

第四十条の二 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行ふために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行ふために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第三款 設備に関する基準

(利用定員)

第四十条の三 指定療養通所介護事業者は、その利用定員(当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。)を九人以下とする。

(新設)

40 条の四 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

21 前項に掲げる専用の部屋の面積は、六・四平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

31 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

41 前項ただし書の場合(指定療養通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行つた市町村長に届け出るものとする。

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第四十条の五 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第四十条の十二に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者勤務の体制、第四十条の十第一項に規定する利用者ごとに定めた急時等の対応策、主治の医師及び第四十条の十三第一項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得な

(新設)

ければならない。

2 | 第三条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第四十条の六 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。
2 | 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第四十条の七 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
3 | 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対し必要な情報を提供するよう努めなければならない。
4 | 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するよう努めなければならない。
指定期養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に

(新設)

(新設)

際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第四十条の八 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- 一 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- 二 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを目指し、利用者又はその家族に対してサービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 三 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもつてサービスの提供を行うものとする。
- 四 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- 五 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添つて適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

(新設)

- 第四十条の九 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。
- 2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿つて作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第七十条第一項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準）（平成十二年厚生省令第八十号）第十七条第一項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従つたサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時の対応)

- 第四十条の十 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行つているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節における「緊急時の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならぬ。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行つているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第四十条の十三第二項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

- 第四十条の十一 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供

(新設)

(新設)

に適切な環境を整備しなければならない。

4| 指定療養通所介護事業者の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に關し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5| 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第四十条の十二| 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の利用事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならぬ。

一| 事業の目的及び運営の方針

二| 従業者の職種、員数及び職務の内容

三| 営業日及び営業時間

四| 指定療養通所介護の利用定員

五| 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

六| 通常の事業の実施地域

七| サービス利用に當たつての留意事項

八| 非常災害対策

九| その他運営に関する重要な事項

(緊急時対応医療機関)

第四十条の十三| 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならぬ。

2| 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地

内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならぬ。

(新設)

3| 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならぬ。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第四十条の十四| 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサー

ビスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（以下この条において「委員会」という。）を設置しなければならない。

い。
1| 指定療養通所介護事業者は、おおむね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3| 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第四十条の十五| 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

2| 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一| 療養通所介護計画

(新設)

二 前条第一項に規定する検討の結果についての記録

三 次条において準用する第三条の十八第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 次条において準用する第三条の二十六に規定する市町村への通知に係る記録

五 次条において準用する第三条の三十六第一項に規定する苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

七 次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第四十条の十六 第三条の八から第三条の十一まで、第三条の十四から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十九、第二十四条（第三項第二号を除く。）、第二十五条及び第三十条から第三十五条までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三十条第三項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第三十四条第一項中「六月」とあるのは「十二月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」とあるのは「当たつては」であるのは「当たつては、利用者」とあるのは「当たつては」である。「当たつては」の状態に応じて」と、第三十五条第四項中「第二十二条第四項」とあるのは「第四十条の四第四項」と読み替えるものとする。

(新設)

第四十一条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護（以下「指定認知症対応型通所介護」という。）の事業は、（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

(利用定員等)

第四十六条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第八条第二十項又は法第八条の二第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに一日当たり三人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（

(利用定員等)

第四十六条 共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第八条第十九項又は法第八条の二第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設においては施設ごとに一日当たり三人以下とする。

2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。）、指定地域密着型介護予防サービス（

法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第五十一条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第六十三条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経験を有する者でなければならない。

第四十八条

削除

第四十九条

削除

法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第五十一条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第六十三条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経験を有する者でなければならない。

(心身の状況等の把握)

第四十八条 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費用の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

21 指定認知症対応型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額がある場合、前各号に掲げる費用の額の支払を受けるものとする。

3 生じないようにしなければならない。

- 31 指定認知症対応型通所介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - 1 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
 - 2 指定認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であつて利用者の選定に係るものに係る費用
 - 3 食事の提供に要する費用
 - 4 前各号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。
 - 5 指定認知症対応型通所介護事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針)

第五十条 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者(単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者でなければならぬ。

者をいう。以下同じ。)は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならぬ。

ればならない。

第五十二条 削除

(管理者の責務)

第五十三条 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第五十四条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇三 (略)

四 指定認知症対応型通所介護の利用定員 (第四十二条第一項又は第四十六条第一項の利用定員をいう。)

五〇十 (略)

第五十五条から第五十九条まで 削除

第五十四条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

一〇三 (略)

四 指定認知症対応型通所介護の利用定員 (第四十二条第一項又は第四十六条第一項の利用定員をいう。第五十六条において同じ。)

五〇十 (略)

(運営規程) (勤務体制の確保等)

第五十五条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

二〇二 (略)

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介

護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者によつて指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

三〇三 (略)

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第五十六条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第五十七条 指定認知症対応型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならぬ。

(衛生管理等)

第五十八条 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2 指定認知症対応型通所介護事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第五十九条 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第五十九条の二 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第四十四条第四項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第六十条 (略)

(記録の整備)

第六十条 (略)

- 2 (略)
一～四 (略)
五 次条において準用する第三十五条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
六 次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(准用)

- 第六十一条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十九、第十二条、第二十三条、第二十四条、第二十八条及び第三十条から第三十五条までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは、「第五十四条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「認知症対応型通所介護従業者」と、「認知症対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「認知症対応型通所介護従業者」と、「認知症対応型通所介護について意見を有する者」と、「第三十五条第一項中「地域密着型通所介護について意見を有する者」とあるのは、「認知症対応型通所介護について意見を有する者」と、「第四十四条第一項第一項中「第二十二条第四項」とあるのは、「第四十四条第四項」と読み替えるものとする。

(心身の状況等の把握)

- 第六十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、介護支援専門員（第六十三条第十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテラ

- 2 (略)
一～四 (略)
五 前条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
（新設）

(准用)

- 第六十一条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十三から第三条の十六まで、第三条の十八、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九及び第十二条の規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは、「第五十四条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「認知症対応型通所介護従業者」と、「第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「認知症対応型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

(心身の状況等の把握)

- 第六十八条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たつては、介護支援専門員（第六十三条第十二項の規定により介護支援専門員を配置していないサテラ

イト型指定小規模多機能型住宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第七十四条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十四項に規定する指定居宅サービス等をい。以下同じ。)の担当者を召集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

第八十五条 削除

イト型指定小規模多機能型住宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第七十四条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等(法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をい。以下同じ。)の担当者を召集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域との連携等)

第八十五条 指定小規模多機能型住宅介護事業者は、指定小規模多機能型住宅介護の提供に当たつては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定小規模多機能型住宅介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定小規模多機能型住宅介護事業所が所在する区域を管轄する法百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、小規模多機能型住宅介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね二月に一回以上、運営推進会議に対し通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定小規模多機能型住宅介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定小規模多機能型住宅介護事業者は、その事業の運営に当たつては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行なわなければならない。

4 指定小規模多機能型住宅介護事業者は、その事業の運営に当たつては、提供した指定小規模多機能型住宅介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定小規模多機能型住宅介護事業者は、指定小規模多機能型住宅介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定小規模多機能型住宅介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定小規模多機能型住宅介護の提供を行うよう努めなければならない。

(記録の整備)

第八十七条 (略)

2 指定小規模多機能型住宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型住宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〇七 (略)

八 次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(准用)

第八十八条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第

三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十

六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第二十八条、第三十

一条及び第三十二条から第三十四条までの規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三

条の七第一項中、「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは、「第八十一条に

(記録の整備)

第八十七条 (略)

2 指定小規模多機能型住宅介護事業者は、利用者に対する指定小規模多機能型住宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〇七 (略)

八 第八十五条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(准用)

第八十八条 第三条の七から第三条の十一まで、第三条の十八、第

三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十

六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十

五条及び第五十八条の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中、「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは、「第八十一条に

は「第八十一条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「定期巡回・定期巡回・随时対応型居宅介護従業者」と、「第二条の三十二中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第四章第四節」と、「第三十条第三項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「第三十四条第一項中「六月」とあるのは「二月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする。

第八十九条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活居住（法第八条第二十項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならぬ。

（記録の整備）
第二百七条（略）
2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

第八十九条 指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という。）の事業は、要介護者であつて認知症であるものについて、共同生活居住（法第八条第十九項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。）において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

（記録の整備）
第二百七条（略）
2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〇六（略）
七 次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第一百八条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十四まで、第三条の三十六、第三条の三十八、第三条の三十九」、「第二十八条、第三十三条、第三十四条第一項から第四項まで、第八十条、第八十二条の二及び第八十四条の規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第二百二条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」とあるのは「第五章第四節」と、「第三十四条第一項中「六月」とあるのは「二月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、第八十条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「第二十八条第二項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第一百九条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第

一〇六（略）
七 次条において準用する第八十五条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第一百八条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十四まで、第三条の三十六、第三条の三十八、第三条の三十九」、「第二十八条、第三十三条、第五十三条、第五十八条、第八十条、第八十二条の二及び第八十五条第一項から第四項までの規定は、指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは「第二百二条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」とあるのは「第五章第四節」と、「第三十四条第一項中「六月」とあるのは「二月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「第二十八条第二項中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第五章第四節」と、「第八十二条の二中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と、「第八十二条の二中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と読み替えるものとする。

第一百九条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型特定施設入居者生活介護（以下「指定地域密着型特定施設入居者生活介護」という。）の事業は、地域密着型特定施設サービス計画（法第

規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「定期巡回・定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と、「第五十条第三項中「認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」と読み替えるものとする。

八条第二十一項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であつて、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものとす。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものでなければならない。

2 （略）

（記録の整備）

第一百二十八条 （略）

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〇七 （略）

八 次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第一百二十九条 第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条、第三十三条、第三十四条第一項中「六月」とあるのは「二月」と、「地域密着型施設入居者生活介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と読み替えるものとす。

（基本方針）

第一百三十条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第八条第二十二項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2・3 （略）

（従業者の員数）

第一百三十二条 （略）

2・12 （略）

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事

八条第十項に規定する計画をいう。以下同じ。）に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下この章において「利用者」という。）が指定地域密着型特定施設（同項に規定する地域密着型特定施設であつて、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業が行われるものとす。以下同じ。）においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようするものでなければならない。

2 （略）

（記録の整備）

第一百二十八条 （略）

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〇七 （略）

八 次条において準用する第八十五条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第一百二十九条 第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二から第三条の三十六まで、第三条の三十八、第三条の三十九、第五十三条、第五十七条、第五十八条、第五十九条及び第六十条第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第三条の三十二中「定期巡回・随時対応型訪問介

（基本方針）

第一百三十条 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」という。）の事業を行う地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設」という。）は、地域密着型施設サービス計画（法第八条第二十一項に規定する地域密着型施設サービス計画をいう。以下同じ。）に基づき可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようすることを目指すものでなければならない。

2・3 （略）

（従業者の員数）

第一百三十二条 （略）

2・12 （略）

13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事

業所をいう。以下同じ。)若しくは指定地域密着型通所介護事業所、指定短期入所生活介護事業所等又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準第五条第一項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては、当該併設される事業所の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員については、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員、栄養士又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の待遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができると認められるときは、これを置かないことができる。

14 17 (略)

2 第五百六条 (略)

2 第五百六条 (略)

七 次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第一百五十七条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条及び第三十四条第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは、「第二百四十八条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「従業者」

2 第五百六条 (略)

2 第五百六条 (略)

七 次条において準用する第八十五条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第一百五十七条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十九、第五十三条、第五十七条 第八十五条第一項から第四項までの規定は、指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは、「第二百四十八条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「従業者」と、「この節」とあるのは、「第七章第四節」と、「第八十五条第一項中「この節」とあるのは、「第七章第四節」と、「第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは、「活動状況」と読み替えるものとする。

(準用)

と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは、「入所の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対しても行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは、「要介護認定」と、第三条の三十二中「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「従業者」と、第二十八条第二項中「この節」とあるのは、「第七章第四節」と、「第三十四条第一項中「六月」とあるのは、「二月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは、「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と読み替えるものとする。

(準用)

第一百六十九条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十九、第二十八条、第三十二条 第三十四条第一項から第四項まで、第一百三十三条から第一百三十五条まで、第一百三十八条、第一百四十二条、第一百四十三条から第一百四十七条まで及び第一百五十一条から第一百五十六条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは、「第一百六十六条に規定する重要な事項に関する規程」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「従業者」と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは、「入居の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは、「要介護認定」と、第三条の三十二中「

(準用)

第一百六十九条 第三条の七、第三条の八、第三条の十、第三条の十一、第三条の二十、第三条の二十六、第三条の三十二、第三条の三十四、第三条の三十六、第三条の三十九、第五十三条、第五十七条 第八十五条第一項から第四項まで、第一百三十三条から第一百三十五条まで、第一百三十八条、第一百四十二条、第一百四十三条から第一百四十七条まで及び第一百五十一条から第一百五十六条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第三条の七第一項中「第三条の二十九に規定する運営規程」とあるのは、「第一百六十六条に規定する重要な事項に関する規程」と、「定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは、「従業者」と、第三条の十一第一項中「指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の提供の開始に際し」とあるのは、「入居の際に」と、同条第二項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは、「要介護認定」と、第三条の三十二中「

定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、「第二十八条第二項中「この節」とあるのは「第七章第五節」と、「第三十四条第一項中「六月」とあるのは「二月」と、「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「第一百四十七条中「第一百三十八条」とあるのは「第一百六十九条において準用する第一百三十八条」と、同条第五号中「第一百三十七条第五項」とあるのは「第一百六十二条第七項」と、同条第六号中「第一百五十七条」とあるのは「第一百六十九条」と、同条第七号中「第一百五十五条第三項」とあるのは「第一百六十九条において準用する第一百五十五条第三項」と、「第一百五十六条第二項第二号中「第一百三十五条第二項」とあるのは「第一百六十九条において準用する第一百三十五条第一項」と、同項第三号中「第一百三十七条第五項」とあるのは「第一百六十九条において準用する第一百三十九条」とあるのは「第一百六十二条第七項」と、「第一百五十六条第二項」とあるのは「第一百六十九条」と、同項第六号中「前条第三項」とあるのは「第一百六十九条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第百八十二条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

(記録の整備)

第百八十二条 (略)

十 次条において準用する第三十四条第二項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、「第五十三条第二項中「この節」とあるのは「第七章第五節」と、「第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通りサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、「第一百四十七条中「第一百三十八条」とあるのは「第一百六十九条において準用する第一百三十八条」と、「第一百三十七条第五項」とあるのは「第一百六十二条第七項」と、「第一百三十五条第二項」とあるのは「第一百六十九条において準用する第一百三十九条」と、「第一百五十六条第二項」と、「第一百三十五条第二項」とあるのは「第一百六十九条において準用する第一百三十九条」と、「第一百五十六条第二項」と、「次条」とあるのは「第一百六十九条」と、「前条第三項」とあるのは「第一百六十九条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第百八十二条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〇九 (略)

十 次条において準用する第八十五条第一項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

定期巡回・随时対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、「第八十五条第一項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、「通りサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と、「第一百四十七条中「第一百三十八条」とあるのは「第一百六十九条において準用する第一百三十八条」と、「第一百三十七条第五項」とあるのは「第一百六十二条第七項」と、「第一百三十五条第二項」とあるのは「第一百六十九条において準用する第一百三十九条」と、「第一百五十六条第二項」と、「次条」とあるのは「第一百六十九条」と、「前条第三項」とあるのは「第一百六十九条において準用する前条第三項」と読み替えるものとする。

(記録の整備)

第百八十二条 (略)

2 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、利用者に対する指定看護小規模多機能型居宅介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一〇九 (略)

十 次条において準用する第八十五条第一項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(経過措置)

第一条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第二十一条第一項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第二条第六号に掲げる規定の施行の日の前日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行つた上で、この省令の施行の日から指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成三十年三月三十一日までの間、指定地域密着型サービス基準第六十七条第一項に規定する宿泊室を設けないことができる。

○ 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（受託介護予防サービス事業者への委託）	
第二百六十条（略）	
2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）	
「指定地域密着型サービス事業者（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）又は法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならぬ。	（受託介護予防サービス事業者への委託）
第二百六十条（略）	
2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）	
、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。）又は法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならぬ。	（受託介護予防サービス事業者への委託）
3 受託介護予防サービス事業者が提供する受託介護予防サービスの種類は、指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第四条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（指定居宅サービス等基準第九十二条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）、「指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）」、指定介護予防訪問入浴介護、指定介護予防訪問看護、指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行わるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に	

に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」といふ。）に係るサービスとする。

4 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、事業の開始に当たっては、次の各号に掲げる事業を提供する事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

- 一 （略）
- 二 指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係る
サービス
- 三 （略）
- 5～8 （略）

○ 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）による改正前の指定介護予防サービス等の事業の事業者と、第一項に規定する方法によりこれらの提供に関する業務を委託する契約を締結するものとする。

- 一 （略）
- 二 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- 三 （略）
- 5～8 （略）

（傍線の部分は改正部分）

改	正	案
（従業者の員数）	（従業者の員数）	（従業者の員数）

第九十七条 指定介護予防通所介護の事業を行う者（以下「指定介護予防通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以

下「指定介護予防通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第五節までにおいて「介護予防通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定通所介護の指定地城密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護又は指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合は一以上、利

用者の数が十五人を超える場合には十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるため必要と認められる数

一・二 （略）

三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定通所介護の指定地城密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護又は指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合は一以上、利

用者の数が十五人を超える場合には十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるため必要と認められる数

一・二 （略）

三 介護職員 指定介護予防通所介護の単位ごとに、当該指定介護予防通所介護を提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定介護予防通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定介護予防通所介護を提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第九十三条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準第二十条第一項に規定する指定通所介護の指定地城密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護又は指定通所介護等の利用者。以下この節及び次節において同じ。）の数が十五人までの場合は一以上、利

用者の数が十五人を超える場合には十五人を超える部分の数を五で除して得た数に一を加えた数以上確保されるため必要と認められる数

- 四 （略）
- 2～7 （略）

指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十三条第一項から第七項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十条第一項から第七項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十九条 指定介護予防通所介護事業者は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定介護予防通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者等の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護等の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十五条第一項から第三項まで又は指定地域密着型サービス基準第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第九十九条 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十五条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

4 指定介護予防通所介護事業者が指定通所介護事業者の指定を受け受け、かつ、指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業とが同一の事業所において一體的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第九十五条第一項から第三項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前三項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

改 正 案	現 行
(利用定員等)	(利用定員等)
<p>第九条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第八条第二十項又は法第八条の二第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定介護老人福祉施設においては施設ごとに一日当たり三人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいいう。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十五項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を</p>	<p>第九条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の利用定員（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において同時に共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）は、指定認知症対応型共同生活介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第八条第十九項又は法第八条の二第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに、指定地域密着型特定施設又は指定介護老人福祉施設においては施設ごとに一日当たり三人以下とする。</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスをいいう。）、指定地域密着型サービス（法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。）、指定居宅介護支援（法第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援をいう。）、指定介護予防サービス（法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスをいう。）、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援（法第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業又は介護保険施設（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。）若しくは指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を</p>

○ 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第四十四条第六項において同じ。) の運営(第四十四条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経験を有する者でなければならない。

有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第四十四条第六項において同じ。) の運営(第四十四条第七項において「指定居宅サービス事業等」という。)について三年以上の経験を有する者でなければならない。

(地域との連携等)

第三十九条 (略)

3

2

1

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が所在する市町村の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が所在する区域を管轄する法第一百五十四条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね六月に一回以上、運営推進会議に対し指定介護予防認知症対応型通所介護の活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

(地域との連携等)

第三十九条 (略)

2

1

(新設)

(新設)